

# 令和6年度「南区 区民レポーター」募集要項 ～“南区の魅力”を発信する方を募集します！～

## 1 募集の目的

南区の更なる魅力を南区内で暮らす住民の目線で発掘し、南区役所のSNS等で区内外に広く発信することで、区民の地域への愛着を醸成するとともに、子育て期の方を中心に南区への移住・定住の促進を図ることを目的としています。

## 2 活動内容

InstagramなどのSNSに掲載する記事の作成(400字～1000字程度、1人当たり毎月1本以上提出)

※ 記事作成に必要な取材・撮影を含みます。

## 3 活動期間

令和6年7月11日(木)～令和7年3月31日(月)

## 4 募集人数

7名程度(応募多数の場合、選考あり)

## 5 応募資格

南区在住又は通勤・通学の高校生以上で下記条件を満たす方(特に子育て期の方の応募をお待ちしています。)

- ・ 南区の魅力発掘・発信に意欲がある方で、記事作成及びSNSでの発信に関心のある方
- ・ インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンまたはタブレット端末を所有し、文章作成等の作業ができる方
- ・ デジタル写真撮影可能なカメラ(スマートフォンやタブレット端末可)を所有する方
- ・ 区民レポーターとして御自身の氏名(ニックネーム可)及び写真の掲載が可能な方
- ・ 原則、区民レポーター登録会及び区民レポーター向けSNS発信講座①②に参加できる方  
(①7月11日(木)午前10時～正午、②7月24日(水)午前10時～正午)

※ 詳細は、別紙「報道発表資料」を御参照ください。

※ 御参加が難しい場合は、南区役所地域力推進室 企画担当(TEL 075-681-3417)まで御相談ください。

※ SNS発信講座への参加は、区民レポーターに選出された方に限ります。

## 6 応募方法等

次ページ項目9「注意事項」を必ずお読みいただいたうえで、南区役所ホームページ応募フォームからお申込みください。

応募フォームURL:

[https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=8378](https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=8378)



## 7 応募期間

令和6年5月31日(金)～令和6年6月28日(金)

※ 応募多数の場合、応募者の選考は、南区役所地域力推進室 企画担当において行います。

※ 選考結果は、7月1日(月)以降にメールで連絡します。

## 8 活動報酬

1 箇月当たり 1,000 円（月に記事を 1 本以上提出した場合に限ります。）

※ 報酬対象となる期間は、令和 6 年 7 月から令和 7 年 3 月までの最大 9 箇月間。

※ 活動報酬には、取材に必要な経費を含みます。

## 9 注意事項

- ・ 登録会にて、活動に係わる誓約書を提出いただきますのであらかじめ御承知おきください。
- ・ 記事については「南区の魅力発信」につながる内容で御作成ください。
- ・ 取材先との連絡や交渉、調整については、原則、区民レポーター本人が行います。
- ・ 取材に係る費用については、区民レポーター本人の負担となります。
- ・ 各記事には、記事を作成した区民レポーターの名前(ニックネーム可)を表示します。
- ・ 記事については、活動期間中に毎月 1 本以上の提出をお願いします。
  - ※ 記事を 1 本以上御提出いただいた月につき、上記 8 の活動報酬をお支払いします。
- ・ 以下のような記事は掲載できません。
  - 特定の個人等の売名利用や営利を明らかに目的とした内容に関する記事
  - 特定の政治、思想または宗教等の活動を目的とした内容に関する記事
  - 法令又は公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受ける恐れがある内容に関する記事
  - 第三者の著作権やプライバシー等を侵害する内容、またはその恐れがある内容に関する記事
- ・ 内容が当アカウントに不適切と判断した場合、投稿しないことがあります。
- ・ 掲載内容において、トラブルが発生した場合、事前に区民レポーターにお伝えすることなく、掲載記事を変更・公開停止することがあります。
- ・ 記事を投稿する順番やタイミングは、南区役所地域力推進室 企画担当が調整して決めさせていただきます。記事提出後、すぐに投稿できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- ・ 御提出いただいた記事や写真の著作権は、南区役所へ御提出いただいた時点で南区役所に帰属します。今後、南区の広報物等で使用させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。